

臨時講師等の登録方法が変わりました！

平成23年7月1日から、臨時講師等の任用希望者の登録方法が変更となりました。

【変更内容】

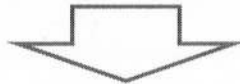
県立学校・小中学校ともWEBによるエントリー

【登録方法の変更】

◇登録方法が下記のとおり変更となりました。

(旧)

- 県立学校
→ 大分県教育庁教育人事課に履歴書(任意様式)等を郵送又は持参
- 小中学校
→ 教育事務所に履歴書(任意様式)等を郵送又は持参



(新)

- 県立学校
 - 小中学校
- ①WEB上でエントリー
+
②履歴書(指定様式)、教員免許状(写し)、免許状更新講習修了確認証明書(写し)を教育人事課に郵送又は持参

- ※1 臨時講師等の任用を希望する方は、必ず登録が必要となります。
- ※2 WEBエントリーと履歴書等の提出の完了により、臨時講師等任用希望登録者名簿に登載となります。
- ※3 履歴書(指定様式)については、裏面で説明するホームページ画面からダウンロードしてください。
- ※4 臨時学校栄養職員、臨時学校司書の任用を希望する場合は、教員免許状(写し)の代わりに栄養士免許証(写し)、司書資格証明書(写し)をそれぞれ提出してください。
- ※5 免許状更新講習修了確認証明書(写し)については、免許状更新講習修了者のみ提出してください。
- ※6 平成23年度について、現在すでに任用希望登録されている方については、再度の登録の必要はありませんが、平成24年度のための登録は必要です。
- ※7 臨時事務員希望者は、臨時事務員及び非常勤職員採用候補者名簿登録試験を受験してください。(WEBエントリーは必要ありません。)

(裏面に続きます)

【登録方法】

- 1 大分県教育委員会のホームページにアクセスする。
<http://kyouiku.oita-ed.jp>
- 2 上記1のホームページ右側のコンテンツから組織一覧をクリックし、教育人事課のページを開く。
- 3 臨時職員採用情報をクリックし、下記ページを開く。
- 4 WEB上でエントリーする。
- 5 履歴書(指定様式)をダウンロードし、必要事項を記入の上、教員免許状(写し)及び免許状更新講習修了確認証明書(写し)を添付して教育人事課に郵送するか持参する。



クリックしてください。

<臨時講師等任用登録画面>

◎ 大分県教育委員会

学校教育 | 社会教育 | 文 | 体育・スポーツ | よくある質問

大分県教育委員会 > 教育人事課 > 学校教育 > 臨時職員採用情報 > 大分県公立学校臨時講師等の任用登録について

教育人事課

教員免許、教員の人事、採用、研修等

大分県公立学校臨時講師等の任用登録について

【大分県公立学校(県立学校・小中学校)臨時講師等の任用登録について】

登録の流れ	<p>◎登録の受け付け方法が異なります。 平成23年7月1日より、臨時講師等の任用希望者の登録方法について県立学校・小中学校を一本化しWEB化したしました。このリンクからエントリーしてください。 エントリー完了後に、履歴書(様式)、所有免許状の写し、免許状更新講習修了者は修了確認証明書の写しを教育人事課へ郵送又は持参してください。(なお、写真は3ヶ月以内に撮影したものを貼付してください。)エントリーと履歴書様式等の提出で、登録が完了し臨時講師等任用希望者名簿に登録となりますので、必ず履歴書様式等をお送りください。</p> <p>・<履歴書(様式)のダウンロード> ・<履歴書様式(PDF)のダウンロード></p>
	<p>臨時講師等任用希望者名簿について 臨時講師等任用希望者名簿はエントリーの際の任用を希望する時期に応じて「新年度4月1日用」と「年度途中用」との2種類作成します。これらの名簿は、毎年7月1日から作成し始め翌年6月30日まで臨時講師等の任用に利用します。</p> <p>【新年度の4月1日からの任用を希望する場合】 1月下旬から2月初旬に、新年度4月1日からの任用を希望するかどうかの確認メールを送信する予</p>

【問い合わせ先】

〒870-8503

大分市府内町3丁目10番1号(大分県庁舎別館7階)

大分県教育庁教育人事課

県立学校人事班 (097-506-5605)

小中学校人事班 (097-506-5426)

大分県公立学校臨時講師等の任用登録に関するQ & A

平成23年7月

Q 1 臨時講師等の任用登録がどのように変わったのですか。

A 1 平成23年7月1日から、臨時講師等の任用希望者の登録方法について県立学校・小中学校を一本化して、WEBによるエントリーに変更しました。

今後、臨時講師等の任用を希望する場合は、必ずWEB上の臨時講師等任用登録画面からエントリーをして、履歴書等の必要書類を提出してください。

Q 2 臨時的任用の職種はどのようなものがありますか。

A 2 正規職員の欠員状況に応じ任用期間を定めて、臨時講師、非常勤講師、臨時養護教諭、臨時実習助手、臨時寄宿者指導員、臨時学校司書、臨時学校栄養職員を採用します。

Q 3 臨時事務員の登録はどうすればいいのですか。

A 3 臨時事務員については、臨時事務員及び非常勤職員採用候補者名簿登録試験を受験しなければ登録されません。受験をしてください。

(昨年度は平成23年1月30日(日)実施)

Q 4 WEB上の臨時講師等任用登録画面はどこにあるのですか。

A 4 大分県教育委員会ホームページ(<http://kyouiku.oita-ed.jp>)の教育人事課のページにあります。

【臨時講師等登録画面の開き方】

- ①大分県教育委員会ホームページを開く
- ②上記①のホームページ右側のコンテンツから「組織一覧」をクリック
- ③「教育人事課」をクリック
- ④ページ左側にある「臨時職員採用情報」をクリック
- ⑤「大分県公立学校臨時講師等の任用登録について」をクリック

Q 5 WEB上でのエントリーで登録完了となりますか。

A 5 WEB上でエントリー完了後、履歴書（指定様式）、教員免許状（写し）、免許状更新講習修了確認証明書（写し）の提出で、登録が完了し、臨時講師等任用希望登録者名簿に登載となります。WEB上でのエントリーのみでは登録完了とならないので注意してください。臨時講師等の採用は、この臨時講師等任用希望登録者名簿を元に正規教員の欠員状況により、面接を行い選考します。

※1 臨時学校栄養職員、臨時学校司書の任用を希望する方は、教員免許状（写し）の代わりに、栄養士免許証（写し）及び司書資格証明書（写し）をそれぞれ提出してください。

※2 免許状更新講習修了確認証明書（写し）については、免許状更新講習修了者のみ提出してください。

Q 6 履歴書等の書類は、どこに提出したらよいですか。

A 6 大分県教育庁教育人事課に郵送又は持参してください。

【教育人事課 住所】

〒870-8503

大分県大分市府内町3丁目10番1号（大分県庁舎別館7階）

【問い合わせ先】

大分県教育庁教育人事課 県立学校人事班（097-506-5605）

小中学校人事班（097-506-5426）

Q 7 臨時講師等任用希望登録者名簿は、いつまで有効ですか。

A 7 毎年7月1日から作成し始め翌年6月30日まで有効となっています。

また、名簿は、年度途中で正規職員が産前・産後休暇や育児休業、病気休職等を取得し、欠員が生じた場合に利用します。そのため、名簿を常に最新の状態に整備しておく必要があり、以下のような場合に名簿から除外されることとなりますので、再度、年度途中の任用を希望する場合には、もう一度WEB上でのエントリーから登録の手続きが必要になります。

ただし、年度内で1日も間が空かずに引き続いて任用される場合は、再度の登録は必要ありません。

【名簿から除外される場合】

①臨時講師等として任用された場合

②エントリーの際、任用希望の終期を定めており、その日が経過した場合

③登録をしていたが、任用の希望をしない旨、教育人事課に連絡した場合

Q 8 新年度（翌年度）の任用を希望する場合は、いつ登録の手続きをしたらよいですか。

A 8 臨時講師等任用希望登録者名簿の有効期間が、7月1日から翌年6月30日までなので、新年度（翌年度）の任用希望登録は、7月1日以降であれば、いつでも構いません。

ただし、1月下旬から2月上旬頃に、新年度4月当初からの任用を希望するかどうかの確認メールを、WEB上でのエントリーの際に入力してもらうメールアドレスに送信する予定なので、1月上旬までに新年度（翌年度）の任用希望登録を行ってください。

Q 9 1月下旬から2月上旬頃までに新年度（翌年度）の任用希望登録が終わっていない場合は、新年度当初からの任用はないのですか。

A 9 任用希望は随時受け付けておりますので、希望する場合は速やかに登録手続きをお願いします。登録が済み次第、名簿へ追加登載します。

Q 10 登録完了後、採用までの流れはどのようになっていますか。

A 10 正規職員の欠員状況に応じて、任用希望登録者名簿を元に、任用希望者に採用面接日程等の電話連絡をします。採用面接により、選考を行い、採用を決定します。

※県立学校の場合は、学校長又は教育人事課から電話連絡をします。小中学校の場合は、教育事務所から電話連絡をします。

Q 11 平成23年度について、現在すでに任用希望登録をしている場合、再度の登録の必要はありますか。

A 11 再度の登録の必要はありません。

Q 1 2 毎年度登録の必要はありますか。

A 1 2 毎年度登録が必要になります。臨時講師等として任用された場合などは、任用希望登録者名簿から除外されるので、新年度（翌年度）も臨時講師等の任用を希望する場合は、7月1日以降に新年度（翌年度）の登録が必要になります。